

# ESG時代の戦略的税務情報の開示 サステナビリティにおける 税の透明性と企業の対応

この記事のエッセンス

- 税はサステナビリティにおいて重要な課題の1つと位置づけられており、GRIスタンダードなどESG情報の開示基準・フレームワークにおいても、税の透明性がESGの評価指標に掲げられ、具体的な開示事項が提示されている。
- 企業は、税務ガバナンスを基盤として税への責任ある行動を実践するとともに、税務情報の適切な開示を行い税の透明性を確保することで、ステークホルダーへの説明責任を果たしていくことが必要となっている。

PwC税理士法人  
公認会計士・税理士

**高野 公人**

PwC税理士法人  
税理士

**中原 拓也**

## はじめに

近年、投資家がどの企業に投資するかを判断する際に、ESGの観点で判断を行う「ESG投資」が世界的に拡大している。これを受け、企業の側でもESGを踏まえて事業戦略上の意思決定を行い、中長期的な企業価値を創造していくESG経営への転換が、喫緊の課題となっている。

こうしたなか、税はサステナビリティにおいて重要な課題の1つに位置づけられ、投資家だけでなく、社会・消費者等のステークホルダーが、企業に対して税に対する責任ある行動や税の透明性の確保を求めるようになってきている。

企業では、こうした環境変化を踏まえ、ESGの観点から、税に対する責任ある行動を実践するための税務方針の策定や、税務ガバナンスの体制等の整備、税の透明性確保のための税務情報の適切な開示などを通して、ステークホルダーへの説明責任を果たすことが重要になっている。

## ESGの概要

ESGは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字をとった略称で、環境、社会、ガバナンスの3つを考慮した投資や事業活動を行っていくことで、持続可能な経済・社会の実現を目指す、サステナビリティ(持続可能性)に関する世界的な取組みである。

近年、投資家・株主の関心は短期的な利益ではなく、中長期的なテーマであるESGを重視する方向にシフトしており、財務指標だけでなくESGの要素から企業の持続性や長期的収益を計り、投資の意思決定に活用するESG投資が世界中で急速に広まっている。また、経済だけでなく、環境や社会的影響にも考慮するサステナビリティの考え方のもとでは、投資家・株主に加え、消費者、コミュニティおよび政府等も企業と関わりを持つステークホルダーとして尊重する必要がある。

企業においては、こうしたESG投資の増加やステークホルダーの広がり等を背景に、パーパス(社会的な存在意義)のもとで信頼性のあるコーポレート・ガバナンスを基盤と

した経営を行うことが期待されている。すでに世の中は株主利益の追求だけでなく、気候変動等の環境問題や人権・貧困等の社会問題への影響も意識し、それぞれのステークホルダーからの要請に配慮しながら経営判断を行い、中長期的な視点に基づいて企業価値を創造するESG経営が求められる時代を迎えている。

## ESG情報の開示

ESGへの関心が高まるなか、サステナビリティを踏まえた中長期的な企業価値を評価するため、財務情報に加え、非財務情報も重視されるようになってきている。非財務情報には、財務情報としての数値には表れない経営戦略・課題、中長期的なビジョン、リスクと機会等に加え、環境問題や社会問題への配慮や取組み、健全な経営を確保するためのガバナンス等、ESGの要素も多分に含まれている。

こうした背景を踏まえ、企業には、ESGへの取組みが投資家・株主をはじめとするステークホルダーにより適正に評価されることによって、財務情報に加えESG情報を含んだ非財務情報の開示を適切に行うこと

が求められている。

現在、投資家・株主、社会・消費者を代表するNGOや納税者である企業、ESG評価機関等から、ESG情報を含む非財務情報の開示に関する基準やフレームワーク(以下、「ESG情報開示基準等」という)が数多く公表されており、ESGの評価手法等もさまざままで統一されたものはない。現状においては、企業は主要なESG情報開示基準等を参照しながら、有価証券報告書、統合報告書またはサステナビリティ報告書等の形式で非財務情報の開示を行っている。

## 税とサステナビリティとの関係

税は公共サービスの財源、所得の再分配機能、経済政策手段としての機能を有する国家・社会を支える重要な社会インフラであり、地球規模の持続的な経済・社会の実現を目指すサステナビリティとも深く関係している。

過度な節税行為やタックスヘイブン(租税回避地)等による課税逃れに對する国際的な批判等に見られるように、たとえそれが合法であったとしても、企業による租税回避は本来

税収を得られていた国・地域での公共サービスに係る支出の減少や質の低下を招き、社会的な不平等を助長する等、サステナビリティへの取組みを阻害する重要な問題であると認識されるようになった。納税者である企業は、ブランド価値等、中長期的な企業価値への影響を鑑み、税に對してコンプライアンスだけではなく、高い倫理観に基づく責任ある行動を取ることが求められている。

## 税の透明性に関するESG開示基準・フレームワーク等の動向

現在、公表されているESG情報開示基準等やESGの評価方法等のなかには、税の透明性が企業のESGへの取組みを評価するうえで重要な要素の1つであると位置づけ、税務情報の開示に関する指標を提示しているものが数多くある。

### (1) GRI

GRI(Global Reporting Initiative)は、サステナビリティ報告書に関するガイドラインを策定しているNGOである。これまで、2000年6月に初版となるガイドラインを

公表した後、継続的にアップデートを行い、2016年10月にはそれまでのガイドラインの体裁等を変更しモジュール化したGRIスタンダードを公表しており<sup>(1)</sup>、国際的に最も認知されているESG情報の開示基準・フレームワークの1つとなっている。当初、GRIスタンダードには税の透明性に関する事項は含まれていなかったものの、2019年12月、税に関するスタンダードとしてGRI207..Taxが追加され、2021年1月1日以降に発行される報告書から適用が開始されている。

GRI207..Taxでは、税へのアプローチから国別の報告まで幅広い範囲の税務情報の開示の必要性を提示している(次頁図表1参照)。

現在、数多くの企業がGRIスタンダードを参照し、サステナビリティに関する開示についてGRIスタンダードの対照表を自社のウェブサイトに掲載している。今般、GRI207..Taxが追加されたことで、今後、自社の税の透明性に関して対応の見直しを行う企業が増えてくるだろう。

(1) GRIスタンダード(日本語版)：  
<https://www.globalreporting.org/how-to-use-the-gri-standards/gri-standards-japanese-translations/>

(図表1) GRIスタンダード207: 税金の開示事項

No.	開示事項	内容
207-1	税務へのアプローチ	・税務へのアプローチへの説明
207-2	税務ガバナンス、管理およびリスクマネジメント	・税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明 ・税務に関連する非倫理的または違法な行動や、組織の誠実性に関する懸念を通報するためのメカニズムの説明 ・税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明、および該当する場合、この保証に関する報告、陳述、または見解への参照
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	・税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのアプローチの説明
207-4	国別の報告	・組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての税務管轄区域 ・上記税務管轄区域での、事業体の名称、組織の主たる活動、実際に支払った法人所得税、損益に基づいて発生する法人所得税、税率差異の内容・理由等 ・上記で報告する情報の対象期間

(出所) GRIスタンダード(日本語版)

(図表2) PRIの法人所得税に関する開示推奨事項

No.	開示事項	概要	例示
1	ポリシー	取締役会で決議した税へのアプローチを概説した税務方針の開示と、それがどのようにビジネスやサステナビリティ戦略と連携しているかの説明	・企業の収益性や広範な経済社会への影響を踏まえた、税に対する考え方や姿勢 ・どのように税務方針がステークホルダーの信頼を確保し、企業の価値観や行動規範に沿った経済活動を増進するかについての議論 ・リスク許容度や主要な税務リスクに関する説明等
2	ガバナンス・リスク管理	税務ガバナンスおよび税務方針や関連するリスクの管理に関する説明	・税務ガバナンスは取締役会のリスク監視任務の一部であり、これには税務方針を確保するための明確な責任分担やしくみの整備が含まれることの説明 ・関係するすべての従業員に対して研修の実施やガイダンスの提供を定期的に行っていることの説明等
3	実績	税務戦略、リスクおよび国別の活動に関する透明性	・法定税率と実際の実効税率との差異に関する説明 ・グループ会社や事業活動を含む国別の報告(CbCR) ・税務当局との紛争等

(出所) PRI "Investors' recommendations on corporate income tax disclosure" (2017) に基づき PwC税理士法人作成

(2) 世界経済フォーラム(WEF)・国際ビジネス評議会(IBC) (BCU)

2020年1月にスイスのダボスで開催された、120社を超えるグローバル企業が一堂に会した世界経済フォーラム(WEF: World Economic Forum)の国際ビジネス評議会(IBC: International Business Council)において、「Measuring Stakeholder Capitalism」(ステークホルダー資本主義の進捗

の測定)と題する協議草案が発表され、同年9月に同題名での正式レポートが公表された<sup>(2)</sup>。このレポートは、サステナビリティ・ESGに関する報告と開示フレームワークの統一化に向けた取組みとしてステークホルダーのための非財務項目に関する共通指標と開示についてまとめたもので、4つのPillar (①Principles of Governance ②Planet ③People ④Prosperity)を構成されており、21のCore Metrics (中核指標)と34のExpanded Metrics (拡大

指標)が提示されている。税の透明性についても、④Prosperityにおける指標の1つと位置づけられており、中核指標として、企業がグローバルで納付する税金の総額の開示を掲げ、また、拡大指標として、VATや源泉税など他の納税者に代わって企業が徴収し納付する税金の総額の開示や、主要な国ごとの納税額等の開示が挙げられている。<sup>(2)</sup>

<sup>(2)</sup> "Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation": <https://www.weforum.org/reports/measuring-stakeholder-capitalism-towards-common-metrics-and-consistent-reporting-of-sustainable-value-creation>

(3) PRI

2006年に発足したPRI (Principles for Responsible Investment: 責任投資原則)は、ESGの課題を投資の意思決定に組み込むことで長期的な投資成果を向上させることを目的とした、金融業界に対する国際的なイニシアティブである。PRIへの署名機関の数は年々増加傾向にあり、現在全世界で4千近くの機関投資家などが署名し、日本においても年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)をはじめ約90社が署名を行っている。PRIに署名した機関は6つの原則にコミットした取組みが求められ、近年のESG投資を牽引する原動力の1つとなっている。

6つの原則の1つに「投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求める」ことが掲げられている。このなかで、税もESG上の課題の1つとして位置づけられ、投資家から税の透明性の向上を促す取組みが行われており、税の透明性に関して投資対象となる企業と対話するためのガイダンスや推奨される開示事項等のレポートが公表されている(図表2参照)。

(4) ESG評価機関

ESG投資が拡大するなか、ESG評価機関により企業のESGへの対応を評価し、評価の高い企業を選別して構成銘柄としたESGインデックスの開発が活発に行われている。

現在、ESG評価機関は多数存在しているが、評価指標の1つに税の透明性を掲げる評価機関も少なくなく、世界的に有名なものとしては図表3に掲げたものがある。これらのESG評価機関では、評価方法はそれぞれ異なるものの、各種報告書やウェブサイトで等々開示されている税務情報等に基づき、ESGの観点から税の透明性への対応に関する評価を行っている。

ESG評価機関による評価は、企業からも重要な指標の1つとして捉えられており、ESGの評価を上げ、ESGインデックスの構成銘柄に選定されるのが重要な課題となっている。

(5) The B Team

The B Teamは、欧州を中心とするさまざまな産業分野の企業がメンバーとなり、持続可能な社会を目指したビジネスモデルを展開するための活動を行っている団体であり、そ

(図表3) 世界的に有名なESG評価機関

ESG評価機関	代表的なESGインデックス	評価対象	税の透明性
S&PグローバルSAM	Dow Johns Sustainability Index World Dow Johns Sustainability Index Asia Pacific	アンケートなど	Economic Dimensionの評価項目の1つに含まれる
FTSE Russel	FTSE4Good Index Series FTSE Blossom Japan Index	公開情報	ガバナンスの評価項目の1つに含まれる
MSCI	MSCI ESGリーダーズ指数 MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数	公開情報	ガバナンスの評価項目の1つに含まれる

(図表4) The B Team「責任ある税への行動原則」

<p><b>タックスマネジメントへのアプローチ</b></p> <p>1. 説明責任とガバナンス: 税は企業が果たすべき責任であり、ガバナンス上、取締役会により監視される重要な課題の1つである。</p> <p>2. コンプライアンス: われわれは経済活動を行う国の法令を遵守し、価値を創造する国において適正なタイミングで納税を行う。</p> <p>3. 事業ストラクチャー: われわれは事業上の検討事項に基づき、経済活動と整合し、真の実体を有する事業ストラクチャーを利用する。適切でない節税行為は追求しない。</p>	<p><b>他者との関係</b></p> <p>4. 税務当局との関係: われわれは、相互の尊重、透明性および信頼に基づき、可能な限り、税務当局との協力関係を構築するように努める。</p> <p>5. タックスインセンティブに関する検討と利用: 政府当局により提供される税制上の優遇措置を利用する場合には、透明性があり、法令・規制上の枠組みと整合していることを確認するよう努める。</p> <p>6. 効果的な税システムへのサポート: われわれは、効果的な税制、立法、税行政の発展をサポートするため、政府、ビジネスグループ、市民社会との国内および国際的な対話に建設的に関与する。</p>
<p><b>ステークホルダーへの報告</b></p> <p>7. 透明性: われわれは、投資家、政策立案者、従業員、市民社会、一般大衆等のステークホルダーに対して、税へのアプローチや納税額についての情報を定期的に提供する。</p>	

(出所) The B Team “A New Bar for Responsible Tax” (2018) に基づき PwC 税理士法人作成

の一環として2018年2月に、企業が税への責任ある行動を行うための原則を定めた“A New Bar for Responsible Tax (責任ある税への行動原則)”を公表している<sup>(3)</sup>。

このレポートでは、税務に関して7つの原則を掲げており(図表4参照)、その7つ目の原則である「Transparency」において、サステナビリティの観点から開示すべき税務情報、すなわち税務方針、グループの概

要、国・地域別の事業活動や納税額といったCbCR等の広範にわたる税務情報を開示することを宣言している。

欧州を中心にThe B Teamの取組みに賛同する企業が増加しており、これらの企業において、毎年タックス・トランスペアレンシー・レポートを作成して税務情報を積極的に開示する動きが広がってきている。

<sup>(3)</sup> The B Team “A New Bar for Responsible Tax”, <https://bteam.org/assets/reports/A-New-Bar-for-Responsible-Tax.pdf>

(6) その他

近年、ESG情報開示基準等が乱立している現状に対する問題意識が高まっており、主要な開示基準・フレームワークの設定機関が統一に向けて協調していくことを公表したり、IFRS財団がサステナビリティ報告基準を開発する審議会の設置を提案したりする等の動きがみられる。こうしたなか、税の透明性がどのような形で位置づけられるかはまだ明確には見通せないものの、税務情報の開示が標準的・基礎的な開示事項の1つとして位置づけられていく可能性は非常に高いと考えられる。

税の透明性に関する企業の対応動向

ESG情報等の開示が活発に行われている欧州では、税の透明性に関しても企業の取組みが進んでいる。前記「税の透明性に関するESG開示基準・フレームワーク等の動向」で紹介したThe B Teamのメンバー企業をはじめ先進的な企業では、毎年、タックス・トランスペアレンシー・レポートを作成し、そこで、税務方針や税務戦略、ガバナンス・リスク管

理体制等を詳しく記載している。さらに、国・地域ごとに所在するグループ会社の名称や事業内容、売上高や従業員数、納税額等の詳細な情報や、タックスヘイブンの等の低税率国にグループ会社が所在している理由等の情報開示を行っている企業も多い。

米国でもSASB等に従って自主的なESG情報の開示が進んできているものの、制度に基づく年次報告書(Form 10-K)における限定的な開示が主流となっている。しかし、バイデン政権への政権交代により、サステナビリティに対する意識が急速に高まっており、税の透明性に関する議論が活発化していく予兆がみえ始めている。

日本では、数年前から税務方針等を開示する企業が少しずつ増加していたが、2019年6月に国税庁の税務コーポレート・ガバナンスの確認事項に税務方針等の公表が追加されたことや、ESG評価を得るための方策として税務情報を開示する企業が増えてきている。開示の範囲は、欧州企業に比べるとまだ限定的であり、税務方針・戦略に該当する内容までにとどめている企業が多数を占める。しかし、主要な国や地域別の納税額等を開示する企業も出始め

ており、今後、日本における税の透明性に関する開示の範囲も拡大していくものと予想される。

## 税務情報の開示に関する実務上の対応

ここまでみてきたように、税がサステナビリティにおいて重要な課題の1つになっており、企業に対して税への責任ある行動の実施と税の透明性の確保が要求されていることを理解したうえで、具体的な対応としては、公表されているESG情報開示基準等において、税の透明性に関する要求されている開示事項を整理する。そして、自社の税務情報の開示状況と比較することにより対応済みの開示事項と未対応の開示事項を区分したうえで、税務情報の開示に関する対応方針を検討するアプローチが考えられる。

この際、ESG情報開示基準等が多数存在する現状においては、これから提示されている開示事項に、国内外の企業の開示状況も考慮し、共通する項目等を整理して重点的に取り組む項目を決定することになると考えられ、そのうえで、自社のESG戦略等も踏まえ、開示の範囲をど

こまで広げるのか検討するのが妥当であるといえる。また、複数のESG評価機関から税の透明性に関して低い評価を受けているような場合には、これらのESG評価機関による評価方法を踏まえた対応を優先することも有効である。ESG情報開示基準等で提示されている税務情報ではあるものの、現時点で開示は適当ではない等の判断をした場合には、その判断の理由を整然と説明できるように準備しておく必要がある。

さらに、税務情報の開示はESG情報の開示戦略の一部となるため、経営陣が関与する形で対応方針を議論し決定することが重要である。

## やりとり

日本企業では、適切な納税は企業の責任であるという考え方が浸透しており、欧米企業にみられるような積極的なタックスプランニングへの姿勢等はあまりみられない。一方、税の透明性に対する関心は必ずしも高くない点が課題になっている。

コンプライアンスだけでなく企業倫理までを問われるサステナビリティへの対応において、税についても、責任ある行動にあわせて税の透

明性の確保が求められていることを理解すべきである。そのうえで、ESG情報を含む非財務情報の開示をめぐる世界的な動きも注視しながら、税務情報の開示について戦略的に検討し適切な対応を行うことで、日本企業における税の透明性が向上し、税に関する考え方・姿勢および行動が正しく評価されることが期待される。

中原 拓也(なかはら・たくや)  
PwC税理士法人 タックス・レポートینگ  
&ストラテジー部門 ディレクター  
税理士  
2008年にPwC税理士法人に入社。税務ガバナンスの整備、税務部門の機能高度化、アウトソーシング・シェアードサービスセンター(SSC)導入、デジタル技術の活用した業務改革(DX)、電子帳簿保存法対応などの支援を行うとともに、ESG Taxチームのメンバーとしてサステナビリティ・ESGの観点から税の透明性の確保や開示に関する支援業務に従事している。

高野 公人(たかの・きみひと)  
PwC税理士法人 タックス・レポートینگ  
&ストラテジー部門 パートナー  
公認会計士・税理士・米国公認会計士  
金融機関におけるクレジットアナリストを経て、2001年にPwC税理士法人に入社。一般法人税務業務の他、タックスアカウンティング、国際税務、トランザクション分野の税務業務まで幅広く従事。現在は、電子帳簿保存法対応支援チームのリーダーを務めるほか、ESG Taxチームのリーダーとして、サステナビリティ観点からの税務情報のディスクロージャーに係るサービスを展開している。